

平成20年度事業報告

社団法人日本産業車両協会

はじめに ～内外経済の概況と産業車両産業の動向

平成20年度のわが国経済は、9月のアメリカでの金融危機発生以降、世界的な景気後退が加速する中で、下期から大きく下降に転じた。政府のGDP見通しも年初の2.0%増から、平成13年度以来7年ぶりのマイナス成長となる0.8%減へと大きく下方修正されたが、その達成すら難しいとの見方も少なくない。

世界に目を向けても、これまでけん引役を担ってきた新興国が、急速な金融収縮や需要減に伴う資源価格の下落等の影響を受けており、世界同時不況というきわめて厳しい状況にある。

こうした情勢の下、産業車両の国内生産は暦年金額ベースで約5,380億円と、年前半の伸びを受け、史上2番目の水準となったが、10月以降に限れば前年同期比13.3%の減少となった。平成21年1～3月期はさらに大きな落ち込みが見込まれ、平成20年度で見た場合は、7年ぶりの減少となる公算が強くなっている。

産業車両国内生産額の推移

(暦年ベース、単位：億円、()内は対前年比(%))

	平成19年	平成20年	同1～9月	同10～12月
産業車両計	5,000 (111.2)	5,380 (107.6)	4,170 (115.7)	1,210 (86.7)
うちフォークリフト	3,257 (111.5)	3,448 (105.9)	2,713 (115.1)	735 (81.7)

(経済産業省鉱工業動態統計より)

協会では、このような産業車両業界を取り巻く様々な環境の変化に対応して、業界の持続的な発展に向けた基盤強化を図っていくための取り組みを活発に実践した。

以下において、各課題に対応して実施した事業の内容と成果について報告する。

基本的事項

- (1) 産業車両業界の基盤強化を図るため、業界の将来の発展に資する施策を策定・実行するとともに、併せて業界の社会的地位の向上を図るための事業を推進した。
- (2) フォークリフト、無人搬送車システム、特殊自動車、及びその他の産業車両や関係部品等の機種ごとに有する課題について、それぞれ関係する情報、社会経済的な動向の把握を行い、関係委員会等を通じて適切な対応策を検討、推進した。
- (3) 経済産業省をはじめ、国土交通省、厚生労働省、環境省等の関係官庁、諸機関及び内外の関係団体と連携して、産業車両に関する諸事業の推進に協力するとともに、要望事項等の具申を行い実現に努めた。

フォークリフト業界の基盤強化のための事業

1. 製造業としての基盤強化及び社会的地位の向上のための事業

フォークリフト製造業として、技術・開発・製造から流通・アフターマーケットに亘る総合的な業界基盤の強化及び社会的地位の向上に資するため、以下の通り事業を推進した。

- (1) 業界を取り巻く社会・経済情勢の適確な把握と業界に対する支援措置の要望推進
所管官庁である経済産業省をはじめとする関係官庁及び内外の関係団体等に対して、業界の状況について正しい理解を得るための情報提供や意見具申を行うと共に、関連情報の迅速な入手に努め会員に提供を行った。
フォークリフト等の運搬機器について、倉庫・トラックターミナル及び空港における省エネ機器導入に対する国土交通省の認定に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による補助金交付の対象指定を得て、関係業界への周知と円滑な制度活用への協力を行った。さらに平成21年度の事業継続と支援対象の拡大を要望した結果、港湾、鉄道貨物事業者における省エネ機器導入支援の対象に追加指定されることとなった。
天然ガスフォークリフト導入に対する税制優遇措置と補助金制度の継続適用を受け、普及促進に努めた。
政府の総合経済対策を受け、「フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業」が中小企業向け緊急保証制度の対象業種に指定された。
- (2) 社会的地位の向上の推進
業界における、排ガス規制への対応や地球温暖化対策、循環型社会の形成への貢献等について、顧客へのPRチラシ配布や、政府、関係機関・団体での報告、あるいは会報誌への掲載等を行って、業界の取り組みを広く周知して、社会的地位の向上を図った。
- (3) 統計業務の更なる充実化
企画調査委員会において、国内外の生産、受注、販売、輸出等に関する統計の整備を継続推進するとともに、需要予測の策定を行って、市場動向の適確な把握に努め、

会員や関係者に提供した。

(4) 日本フォークリフト販売協会との連携・協力

「製造」と「販売」の両輪として、両協会による懇談会や、日本フォークリフト販売協会の地区ブロック会議等を通じた協力体制を継続強化し、公正な取引の推進や安全・環境等の社会的課題への対応強化等の共通課題について検討推進した。

(5) 業界の基盤強化のための関係業界との連携・協力

内外の経済環境、技術、環境、安全等に関する対応向上を図るため、引き続き関係業界との連携・協力を推進した。特に新たに設立された日本物流システム機器協会との協力体制の構築について検討を進めた。

2. 国際交流・グローバル化推進のための事業

新興市場の急速な台頭は、世界のフォークリフト市場の拡大と構造的な変化をもたらしているが、海外業界との交流、協力や情報の交換・収集を通じて、会員各社の円滑な海外事業をサポートし、業界の基盤強化に資するため、以下の通り事業を推進した。

(1) 国際交流の推進

平成20年5月、東京において、FEM IT（欧州物流機械連盟産業車両部会）ITA（米国産業車両協会）CITA（中国産業車両協会）と協力して、第11回アライアンス業界首脳会議を主催し、新たに中国業界を加え、日欧米中業界の協力体制を確立した。併せて前ISO（国際標準化機構）会長、田中正躬氏（建材試験センター理事長）を講師に招き、「国際標準と経営」に関する講演会を開催した。

に合わせて本会総会を開催し、海外業界の代表を招いて広く会員との交流の機会を設けた。

平成20年9月のフランス、カンヌでのFEM総会に本会代表が出席し、交流と相互理解を深めた。

平成20年10月のアメリカ、スコッツデールでのITA総会に本会代表が出席し、プレジデントフォーラムにおける会長講演等を行って、交流と相互理解を深めた。

平成21年2月に、FEM IT事務局と共にCITA事務局（北京）を訪問し、中国での初の開催が予定される次回第13回アライアンス首脳会議開催（平成21年7月）の準備に向け、厳しい経済環境を受け、延期の可能性も含め、実務レベルでの検討・調整を行った。

世界産業車両統計WITSの本年幹事協会として、平成20年5月、東京及び10月、中国、上海において運営委員会を主催し、FEM IT、ITA、CITA及びKOCEMA（韓国建設機械工業会）ABIMAQ（ブラジル産業車両協会）との協力により実施している同統計プログラムの円滑な運営と正確かつ迅速な情報集計に資するための協力体制の強化を図った。

中国の安全規格策定機関や韓国の排ガス規制等に関する情報入手を行い会員に提供した。

(2) グローバル化への対応促進

海外調査統計委員会において、海外市場及び日本の輸出・海外現地生産の見通し策定を行った。

日本機械輸出組合の貿易・投資円滑化ビジネス協議会に、業界としての海外の貿易等に関する諸制度に対する改善要望を提出し、政府の施策に反映されるよう努めた。

3. 環境対応推進のための事業

京都議定書の約束期間を目前にし、また特殊自動車に対する排ガス規制が拡大・強化される中で、業界として時代の要請に応えて、環境負荷の低減を図って業界の社会的責務を果たすべく、以下の通り事業を推進した。

(1) 環境自主行動計画の着実な推進

産業車両業界の地球温暖化対策への取り組み状況について、日本経済団体連合会の環境自主行動計画フォローアップ調査に協力すると共に、平成20年11月の経済産業省産業構造審議会環境部会WG会議で説明報告を行った。また製造過程からの産業廃棄物最終処分量削減のための日本経済団体連合会の環境自主行動計画フォローアップ調査に協力した。

(2) 循環型社会形成へ向けた対応推進

日本フォークリフト販売協会と協力して、電池工業会より提示された使用済み鉛蓄電池回収スキーム具体案について検討を行い、広域認定制度への適用実現に向け実態調査等を行った。

(3) 排出ガス規制への対応推進

環境省中央環境審議会第9次答申に基づく国土交通省による新型車、継続生産車の規制開始時期の検討に協力を行い、業界要望の実現を図った。

環境省と国土交通省が中心となって対応している「ノンロード移動機器試験法の国際統一化(国連gtr化);ディーゼルトランジェント排出ガス試験モード(NRTC)」の国内検討会に参加協力した。

環境省のガソリン・LPGエンジン用「米国トランジェント排出ガス試験モード」国内導入可否検討でエンジン排出ガスデータ測定等に協力した。

環境省の次期ディーゼル排出ガス規制に関する特定特殊自動車の技術基準検討会に参加し、業界として意見具申も行って、取りまとめに協力した。

フォークリフトの排ガス規制に関する顧客向けPRチラシを作成、配布し、周知徹底を図った。

(4) 海外の環境規制への対応推進

欧州新化学品規則(REACH規則)への対応に当たり、日本建設機械工業会と連携して、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会に対して、自動車業界が使用している製品含有化学物質情報収集シートの使用許諾を要請し、会員企業の使用のための要件を確定させた。

4. 安全向上推進のための事業

内外の安全規格、規制の国際的な標準化を積極的に推進していくとともに、業界として安全性の向上及び安全作業の推進に資する施策に取り組んで、顧客からの信頼も高めて、業界の基盤強化に資するため、以下の通り事業を推進した。

(1) 国際標準化の推進

経済産業省産業技術環境局の指導を得て、ISO 3691（産業車両に関する国際安全規格）の改訂審議に積極的に参画するとともに、平成20年7月に東京においてISO/TC 110（産業車両）総会、同SC 2（安全）会議、同SC 2/WG 11（安定度）の作業グループ会議を開催し、また海外で開催された、ISO/TC 110/SC 2/WG 2（安全規格）同WG 5（視野）同WG 11（安定度）の各作業グループ会議に、日本代表団を派遣して、日本の要望実現に努めながら、規格内容の審議を行った。

欧州のCEN/TC 150（欧州標準化委員会/産業車両）、アメリカのITA/GETC（米国産業車両協会/技術委員会）との技術に関する技術標準化情報等について相互に理解を深めた。

国際標準化事業を支援して、技術的課題を解決するため、日欧米業界による協力関係を強化推進した。

FEM IT、ITAと連携協調して、中国の安全規格や輸入フォークリフトへの型式試験適用の動きに関する情報収集を行い、中国国家質量監督検疫総局等に対して日欧米業界としての要望意見を提出した。

(2) 国内標準化の推進

国際標準化の観点から、フォークリフト等に関するJIS（日本工業規格）の国内審議団体として、学識経験者、諸官庁、使用者の支援を得て、平成20年度JIS規格の制定・改正原案作成事業（制定4規格、改正2規格）を推進した。

フォークリフトを含む機械安全の確保を図るため、日本機械工業連合会による機械安全調査研究事業への協力を推進した。

(3) 海外及び国内の基準認証の検討推進

フォークリフト技術委員会の下に、基準認証WGを新設し、海外の基準認証の動向を早期に把握するため積極的な情報収集に努めるとともに、対応する国内業界の統一見解を確立すべく検討を推進した。

(4) 安全向上に資する施策推進

顧客がより安心して製品を使用できるよう、厚生労働省の職業能力開発事業の下で、日本フォークリフト販売協会と協力して、産業車両整備技能士の国家技能検定制度を活用して、優秀な整備技能士の育成を推進した。

労働安全衛生法に基づくフォークリフトの特定自主検査制度の実施促進を図るため、日本フォークリフト販売協会及び建設荷役車両安全技術協会と協力して、顧客に対する同制度の周知徹底に努めた。

安全作業の確立と労働災害防止に資するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会による第23回全国フォークリフト運転競技大会実施に協力した。

その他、関係団体の要望等も受けながら、安全の向上に資する対応を推進した。

無人搬送車システムの健全な発展のための事業

無人搬送車、無人けん引車、無人フォークリフト及び有軌道台車を対象とする無人搬送車システムは、導入する需要業界の拡大や技術の革新等により発展変化を遂げているが、会員各社からの要望を受けながら、正確な現状認識に努め、更なる発展を図るため、以下のような事業を推進した。

(1) 無人搬送車システムの総合的な発展策の推進

無人搬送車システムの安全確保と市場拡大を図るため、関係団体との連携・協力を得て、市場ニーズの実現に資するべく、速度アップを行っても、安全を確保するための考察を加えた業界規範を確立すべく検討を行った。

無人搬送車システムの納入実績調査を継続した。

広義の無人搬送車、有軌道台車を含む搬送システム自動化について、会報「産業車両」誌のみならず物流業界紙などを通じて、最新情報の提供に努め、広く広報、啓蒙を推進した。

(2) 無人搬送車システムに関する国際安全標準化の推進

無人搬送車システムに関するISO（国際規格）、JIS（日本工業規格）の国内審議団体として検討を行った。

特殊自動車届出業務の円滑な推進のための事業

道路運送車両法に規定される特殊自動車については、作業車として開発され、特殊な構造・装置を有していることから、一般自動車とは異なった型式認証業務や試験方法の実施が必要となっている。本会では産業車両だけではなく、建設機械、農業機械も含めた特殊自動車全体の型式認証業務に関する国土交通省との窓口としての役割を担って、道路運送車両法及び関係諸規定等の制定、運用等に関して、業界事情の反映と建設的な意見具申を行い、適正かつ円滑に対応することができるよう、以下の事業を推進した。

(1) 国土交通省の施策への協力と業界意見の具申

国土交通省から業界に対して行われる関連規定についての意見照会に迅速・的確に対応し、業界要望の反映に努めた。

特殊自動車のリコールについて、適切な対応を講じるため、継続して制度の認識強化を図るとともに、国土交通省のリコール検討会に特殊自動車業界を代表して、委員を派遣した。

(2) 特殊自動車に関する認証業務の適正化、円滑化の推進

排出ガス規制の強化等、道路運送車両の保安基準や関連規定の改正に対応し、特殊自動車の型式認証手続の際に提出する書面及び公式試験時に提示する車両について、

審査時に不備が指摘されることのないように重ねて周知徹底し、型式認証業務のより一層の適正化に努めた。

オンラインによる国土交通省への各種届出・申請について、適切な使用方法を周知するとともに、電子申請システム利用時に関わる要望等の調査、検討を行った。

(3) 特殊自動車の保安基準に不適合となる改造等の再発防止対応について

国土交通省からの基準に不適合となる車検後の改造等に関する実態把握の指示を受け、関係会員に対する先行調査を実施し、その結果を取りまとめ報告した。

調査の結果、一部で基準に不適合な特殊自動車が存在していたことから、同種事案の再発を防止するため、法令の遵守を再度徹底すると共に、継続して実施する調査及び不適合車の改修を早期に完了するための方策について、国土交通省の指導を得ながら検討を行った。

広報・宣伝、会員の連絡親睦のための事業

業界に関する情報の受発信能力の向上を図るとともに、会員間あるいは業界間での情報交換の強化と円滑化を図って、業界の基盤強化に資するため、以下の事業を推進した。

(1) 業界としての情報発信力強化

協会ホームページにおいて統計や関係官庁からの情報提供を拡充し、業界事情の紹介に努めるとともに、会報「産業車両」誌を継続刊行して、さらに詳しい情報提供を行った。

関係団体と協力して、平成20年9月9日～12日の4日間、東京ビッグサイトで「国際物流総合展2008」を開催し、過去最高の来場者を得て、業界の最新動向の紹介を行った。

(2) 会員の連絡親睦

平成20年5月に通常総会後の会員懇親パーティー、及び平成21年1月に新年賀詞交歓会を開催し、多数の会員及び関係諸官庁・団体等からの来会者を得て、親睦を深め情報交換を行う機会を提供した。

公益法人制度改革への対応

平成20年12月の公益法人制度改革関連法の施行を受け、経済産業省の指導を得ながら、新たな制度設計の規定に基づく法人組織への移行へ向けた情報収集と対応準備の検討を行った。

以上